

第 5 次新潟市食育推進計画の方針について

1 国の方向性について

- ・ 令和 7 年度末の第 5 次食育推進基本計画の作成に向けて、盛り込むべき課題および具体的な取組について検討中
→ 6 月 30 日 令和 7 年度第 1 回 食育推進評価専門委員会実施予定
議題 (1) 官民連携食育プラットフォームの設立について (報告)
(2) 第 5 次食育推進基本計画作成に向けた主な論点について
- ・ 第 4 次食育推進基本計画フォローアップ中間とりまとめの総括等について (別添)

2 第 5 次新潟市食育推進計画の視点および方向性について (案)

- ・ 大枠となる基本目標 (①食を楽しむ、②食を大切にする、③食で健康になる) については、目指すべき方向性として、引き続き掲げていきたい。
- ・ 【重点ターゲット層】若い世代
ライフスタイルの変化が多い、10 代後半～20 代では共食の割合が下がり、朝食欠食率も他の年代に比べて高いなどの傾向がある。
また、30～40 代は親となる世代でもあり、子どもへの影響 (特に朝食欠食) も大きい。
→ 食に関する課題の多い若い世代を重点ターゲットとして考えていきたい。
- ・ 食文化について
「食文化」をどのように捉え、どこを目指していくのか。若い世代に伝えていきたい部分を具体化していく必要があると考える。
- ・ 食育を推進するための活動は市だけでなく、民間団体等の取組みも重要であることから、代表的な取組みを把握するため、委員の皆様から情報提供をいただきたい。

第3章 中間取りまとめの総括と今後重点的に取り組むべき事項

第4次基本計画において指摘されているとおり、経済成長に伴う世帯構造・国土構造の変化や、国民の仕事や暮らしの在り方の変化等を背景として、健全な食生活を実践することが困難な場面が増え続けてきている。

また、第2章で行った分析によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、第4次基本計画の計画期間の前半期を通じて続いた外出の抑制・自粛は、食育の推進において負の影響が大きかったこと等が明らかとなっている。

さらに、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等は、食料安定供給リスクを急激に上昇させており、食料安全保障の強化に向けて、食や農に対する国民の幅広い理解と協力が得られるよう取り組む必要がある。

これらを踏まえ、今後は関係機関・団体が一体となって次の事項に重点的に取り組むべきではないか。

1. 食育をめぐる諸課題の横断的解決に資する取組

(1) 学校等における食育推進の強化

家庭や地域で健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきている中で、学校・保育所等と家庭、地域が連携して、次代を担う子供の望ましい食習慣の形成に努め、学校や保育所等における給食や調理実習、農林漁業体験等の充実を通じ、食育をめぐる諸課題に横断的に対応することが期待される。また、学校における食育の中心的な役割を担う栄養教諭による食に関する指導を進めていくことが重要である。一方、学校や保育所等と生産者など、外部の活動主体との連携についても、一部で積極的な取組が見られるものの、更に全国的に展開されていくことが重要である。

このため、次のような取組を展開することにより、学校や保育所等における食育を引き続き推進する。

【学校における食に関する指導の適切な評価】

食に関する指導の評価の在り方について検討を行い、その結果を幅広く周知することにより、学校における食育の更なる推進、栄養教諭をはじめとする学校が果たすべき役割に対する学校関係者の認識を深める。

【栄養教諭の育成と活用促進】

栄養教諭が、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、オンラインの活用を含め、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行えるよう、食に関する指導の更なる充実に向けた各種研修

会の開催及び栄養教諭の育成指標の作成、小中学校食育用教材等の有効活用等を教育委員会等に対して呼びかける。

【学校と家庭・地域との連携・協働による食育の推進】

食育を推進するに当たっては、家庭を中心としつつ、学校においても栄養教諭を中核とした校内食育推進体制の整備・活用や、学校運営協議会の仕組みの活用などにより、学校と家庭・地域との連携・協働の下、保護者会等を通じた食に関する指導、給食便りやパンフレットの配布、農作業体験などの体験活動、料理教室、給食試食会等の取組により、食育を一層推進する。

【学校給食での地場産物等活用に向けた連携強化】

地域によっては、一定の規格を満たした農林水産物を不足なく安定的に納入することが難しいこと等の課題に対応するため、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食での地場産物や有機農産物を活用した食育を更に推進する。

【就学前の子供に対する食育の推進】

各幼稚園や保育所、認定こども園等においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、食育を教育及び保育の一環として位置付け、保護者や地域の多様な関係者等と連携しつつ、園における野菜などの栽培や調理体験、地域の食に関わる生産者と連携した体験活動などに創意工夫を行いながら取り組んでいるところであり、全国の自治体担当者を対象とする会議等における指針・要領の周知等を通して、引き続き各園における食育を推進する。

また、食育活動表彰を通じて優良事例を紹介するなど、乳幼児段階における食育の重要性の一層の理解促進を図る。

（２）民間事業者による幅広い食育活動の展開

学校や地域での食育に加え、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換する「大人の食育」を実現するためには、食品企業、小売事業者や生産者等による幅広い食育活動の展開を確保する必要がある。

そのためには、これらの民間事業者にとって食育活動を展開することの中長期的な意義が必要となるほか、民間事業者による食育活動や健全な食生活に資する取組等が消費者の評価を獲得するための客観的な認証や推奨等の環境整備も重要である。

このため、次のような取組を展開することにより、事業者の取組が拡大するための民間事業者による幅広い食育活動の展開を確保する。

【食関連事業者による食育活動の展開促進】

食に関連する事業を営む者による食育活動について、自社の食品やサービスの有す

る調理時の負担軽減、栄養バランスの確保、食文化継承といった価値等を ICT やデジタル技術も活用して効果的に訴求するものとすることを通じて、本業の中で食育推進を実現し、国民による日常の消費行動の中に食育を内在させると同時に、自社の持続的発展にもつなげる CSV（共通価値の創造）の展開を促進する。

【外食・中食産業等による食環境づくりの推進と優れた取組の認知度向上等】

外食・中食産業等の企業による、野菜・果実の利用拡大や減塩など、健全な食生活に資する食品やサービスの開発とプロモーション等を推進するとともに、「健康な食事・食環境（スマートミール）」認証制度の事業者・消費者双方における認知度の向上等の取組を推進する。

【事業者間の協働による食育情報の効果的な発信】

民間事業者等が消費者に向けて食育活動を展開する際に、他社による同様の活動についても相互に案内・紹介を行う取組（オープン・パブリシティ）を推進する。

2. 食育をめぐる課題解決に向けて強化が必要な取組

（1）正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る取組

生活リズムの乱れ、働き方改革の遅れ、さらには「孤独・孤立」を抱える国民の増加が、食の簡便化や低栄養化、朝食欠食、家庭の食文化の断絶など、食の「貧困化」を進行させている。

また、外出の抑制・自粛は、家庭で料理を行い家族で共食する機会を取り戻す契機になることが期待されたが、家族共食の状況に大きな変化はなく、食品宅配サービス業の発展を見るにとどまった。

さらに、地方公共団体レベルでは、食生活の改善や食育の取組が十分に進んでいるところもあるが、まだ十分になされていないところもあり、その進捗状況に差が見られるところである。また、地方公共団体によって食育を主管する部局は様々であるが、主管部局で優れた食育推進施策を展開しても、その対象が当該部局の所管業界の範囲内にとどまり、効果が他の業界に波及していないことも少なくない。

加えて、我が国の国民性は、豊かな自然への感謝の念に根ざした行事食や配膳・食事の作法といった伝統的な食文化と密接不可分なものであるが、食の更なる「貧困化」は、こうした伝統的な食文化の継承をも脅かすものである。

こうした危機的な状況を回避するため、次のような取組を展開することにより、広く国民の間で正しい食習慣の定着と食文化の継承を図る。

【食育をより身近にする取組の推進】

医療、福祉、スポーツ、食に関する産業など、幅広い業界・団体が協働することに

より、より身近な場面で食や栄養に関する知識の習得や実践・相談を可能にする取組を推進する。

【食育実践に向けた効果的なプロモーションの推進】

消費者のニーズを分析した上で、学界の最新の科学的知見の普及や消費者行動へのインセンティブの付与など、食育の実践に向けた効果的なプロモーションを推進する。

【地方公共団体の食育推進施策の普及・啓発】

早寝早起き朝ごはん運動の実施や野菜の摂取促進運動など、健全な食生活に向けて地域を挙げて熱心に取り組む地方公共団体による優れた食育推進施策について改めて情報共有し、横展開するとともに、各地域の取組や食生活の実情を比較できるようにするなどして、地方公共団体の取組の推進を図る。また、地方公共団体の優れた施策について、より大きな波及効果が生じるよう、保健部局、教育部局と農業・食品産業振興部局の連携により、生産現場から購買、消費までを巻き込んだ取組に発展させるなど、当該地方公共団体内の関係部局が連携して幅広い普及・啓発に取り組む。

【食文化継承に向けた連携・協働の推進】

和食文化国民会議や「和食文化継承リーダー」と、従来から地域の食文化に根ざした食育活動を展開している食生活改善推進員を始めとする食育ボランティア等との連携・協働を推進する。また、学校給食等での郷土料理等の更なる導入等を推進することを通して次代への食文化継承に取り組む。

（２）農林漁業への理解を醸成する取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による首都圏の転出入の均衡は一時的なものに終わり、首都圏を中心とした大都市圏への人口集中は是正されるどころか、ますます進展している。国民と食を生み出す農林漁業の現場との距離は開く一方である。

加えて、外出の抑制・自粛が続いたことで、国民が農林漁業を体験する機会も減少したことが明らかとなっている。

前述したとおり、食生活が自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、国民の間で感謝の念や理解が深まることが重要となる中で、状況はむしろ厳しくなりつつあると言わざるを得ない。

このため、次のような取組を展開することにより、農林漁業をはじめ、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環に対する理解を醸成する環境を再構築する。

【産地と消費者との結び付きを強める機会の拡大】

地域のコーディネーター人材やデジタル技術の活用を進めることにより、農林漁業体験等の取組に当たって産地と学校や企業、団体等との調整の円滑化・迅速化を図り、

産地と消費者との結び付きを強める機会を拡大する。

【生産現場を知る機会につながる食育の推進】

生産者と食品企業等が連携し、**CSV**の一環として、生産から消費等までの一連の過程を体験する機会を提供することに加え、産直活動や**CSA**(地域支援型農業)などの産地と消費者が直接つながる取組を通じて、食に関わる人々の様々な活動と、食の原点たる農林漁業への理解を醸成する取組を推進する。